

見積仕様書

第1条 総則

1 業務の目的

本業務は、町道石田橋線の石田橋について、橋梁の長寿命化を図るために、平成27年度に実施した定期点検の結果に基づき、詳細点検・調査及び補修工法検討を行うものである。

また、本橋梁は吊り橋の木橋作りとなっており、老朽化による損傷が床版と高欄で見られ、現在は通行止めをしている状況である。

今回の調査においては、特殊橋梁であることから、どの部材が使用可能か不可能かを判断し、

工法（補修であればどのような補修工法が最適か架け替えが必要等）までを比較検討する業務である。また必要となる補修対策工とそれ以外の対策方法について検討するものとする。

2 業務の場所

町道石田橋線（石田橋） あさぎり町上北地内

3 業務期間

契約日～平成30年12月中旬（予定）

4 施工時期

平成31年度予定

第2条 橋梁諸元

本橋の橋梁諸元を以下に示す。

1 路線名	町道石田橋線
2 橋長	L=54.00m
3 幅員	W=1.60m
4 設計活荷重	群集荷重
5 上部工形式	3径間連続吊橋（1桁）
6 下部工形式	壁式橋脚2基 その他
7 基礎工形式	橋台：不明
8 架設年次	平成3年頃
9 適用示方書	平成2年道路橋示方書

第3条 適用（準用）基準

本業務の適用（準用）基準は、以下のとおりとする。

1 設計業務等共通仕様書	（熊本県土木部準用：平成30年4月）
2 詳細設計照査要領（受託者用）	（熊本県土木部準用）
3 道路構造令の解説と運用	（日本道路協会：平成16年2月）
4 道路橋示方書・同解説（I～V編）	（日本道路協会：平成29年11月）
5 橋梁定期点検要領(案)	（国土交通省 国道・防災課：平成16年3月）
6 あさぎり町橋梁点検マニュアル（案）	（あさぎり町建設課：平成27年8月）
7 道路橋補修便覧	（日本道路協会：昭和54年4月）
8 鋼道路橋防食便覧	（日本道路協会：平成26年3月）
9 道路橋補修・補強事例集2012年版	（日本道路協会：平成24年3月）
10 コンクリート標準示方書（維持管理編）	（土木学会：平成20年3月）
11 応力頻度測定要領（案）	（道路保全技術センター：平成8年3月）
12 表面保護工法 設計施工指針（案）	（土木学会：平成17年6月）
13 コンクリートのひび割れ調査・補修・補強指針	（日本コンクリート工学会：平成25年4月）

14 その他関連基準等

第4条 業務の内容

1 計画準備

(1) 業務計画書作成

業務全体を把握して業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

既存資料の収集及び設計条件の整理を行う。

(3) 現地踏査

現地の状況や損傷の概要を確認するため現地踏査をおこなう。

2 橋梁点検

熊本県橋梁点検マニュアル(案)に基づき、点検を実施する。

(1) 本点検では、道路橋の健全度に関して詳細に把握することを基本とし、全ての部材に発生した損傷を詳細に把握すること。橋梁各部に触れる程度の距離まで接近して目視により点検すること。

(2) 橋梁調書の記載事項のうち、未記載事項、錯誤事項等については、本点検結果から必要により記載事項の充実を図るものとする。

(3) 橋梁点検中に、交通に危険を伴う著しい破損、振動等を発見した場合は、直ちに監督員に連絡すること。

(4) 橋梁部材が利用者、第三者に被害を及ぼす可能性がある場合は可能な限り、叩き落とし・再締め付け等の落下防止措置を施すこと。

(5) 点検結果により健全度の判定が出た後、発注者、受託者、橋梁管理者と三者協議を行い、その協議を踏まえて判定区分を最終的に決定する。

3 損傷度判定及び対策の要否判定

損傷状況より、橋梁の損傷度判定を、橋梁点検結果を基に補修対策の要否判定を行うものとする。

4 対策工法の選定

補修対策が必要とされた項目について、具体的な対策工法の選定を行うものとする。また必要となる補修対策工とそれ以外の対策方法について検討するものとする。

5 架替案との比較検討

補修対策を実施した場合と、損傷が著しいため補修では対策を実施しても再度短期間に補修する必要があることから、損傷要因を抜本的に除去するために、上部工のみの架替、橋梁全体の架替と概略検討をするものとする。

6 一般図作成

補修を行う補修一般図と、上部工のみ架け替えた場合の一般図、橋梁架替案の全体一般図を作成するものとする。

7 概算工費算出

比較案における概算工事費を算出するものとする。

8 施工計画

架橋状況、交通状況、地形地質等の地理的条件等に留意して、安全で合理的な施工計画（工程表、施工要領、施工計画図）を行う。

9 報告書作成

現地踏査、橋梁点検、対策工の比較検討、修繕設計、施工計画をとりまとめて報告書を作成する。

10 照査

次に示す事項を標準として照査を行う。

- (1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- (2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- (3) 設計計算、設計図の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

11 設計協議

本業務の打合せは、原則として以下のとおりとする。

- 業務着手時
- 中間時（3回）
- 成果品納入時
- その他監督員が必要と認めたとき